

(お知らせ)

『今後の有害大気汚染物質対策の健康リスク評価のあり方について』の改定について」並びに「マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価について」に対する意見の募集について

平成 25 年 12 月 27 日 (金)
中央環境審議会大気・騒音振動部会
健康リスク総合専門委員会事務局
(環境省水・大気環境局総務課)
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8290
課 長 : 真先 正人 (内線 6510)
課長補佐 : 横山貴志子 (内線 6516)
係 長 : 稲井 宏樹 (内線 6603)

中央環境審議会大気・騒音振動部会健康リスク総合専門委員会では、「『今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について』の改定について」並びに「マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価について」の報告案を取りまとめました。

この度、本報告案について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、平成 25 年 12 月 27 日 (金) から平成 26 年 1 月 27 日 (月) までパブリックコメントを実施いたします。

1. 背景

中央環境審議会大気・騒音振動部会健康リスク総合専門委員会では、優先取組物質として全国的なモニタリングが実施されている有害大気汚染物質のうち、環境基準の設定されていない物質について、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)の設定に係る手順等について審議してきました。

この度、「『今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について』の改定について(案)」並びに「マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価について(案)」の報告案を取りまとめました。

つきましては、本報告案について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、平成 25 年 12 月 27 日 (金) から平成 26 年 1 月 27 日 (月) までの間、パブリックコメントを実施いたします。

2. 意見募集の対象

- ・(別添 1) 「『今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について』の改定について(案)」
- ・(別添 2) 「マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価について(案)」

3. 意見募集要領

(1) 意見募集期間

平成 25 年 12 月 27 日 (金) ~平成 26 年 1 月 27 日 (月) 17:00 まで

(※郵送の場合は同日必着)

(2) 意見提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で(3)の提出先へ提出してください。なお、電話での意見提出はお受けいたしかねますので、あ

らかじめ御了承ください。

(注意事項)

- ・御提出いただきました御意見については、住所、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・御意見の対象となる報告案の該当箇所を明記してください。締切日までに到着しなかった場合や御記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきますことがあります。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきますことがあります。

〈意見提出様式〉

宛先: 中央環境審議会大気・騒音振動部会健康リスク総合専門委員会事務局
環境省水・大気環境局総務課

件名: 『今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について』の改定について
(案)」等に対する意見

住所:

氏名(企業・団体の場合は、会社名／部署名／担当者名):

職業:

電話番号:

FAX番号:

電子メールアドレス:

意見:

〈該当箇所〉 頁 行目

(別添1, 2のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

〈意見内容〉

〈理由〉

(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

※ 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。)

(3) 意見提出先

中央環境審議会大気・騒音振動部会健康リスク総合専門委員会事務局
環境省水・大気環境局総務課 あて

[1] 電子メールの場合 MIZU-TAIKI-SOUMU@env.go.jp

[2] ファックスの場合 03-3580-7173

〔3〕 郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、「『今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について』の改定について（案）」等に対する意見」と記載してください。

4. 資料の入手方法

(1) 中央環境審議会大気・騒音振動部会健康リスク総合専門委員会事務局において配布
場所： 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階
環境省水・大気環境局総務課

(2) インターネットによる閲覧

・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken.html>

・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

(3) 郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、390円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について』の改定について（案）」等に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記「3.(3)意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けできませんので、あらかじめ御了承願います。

5. 問い合わせ先

環境省水・大気環境局総務課 担当：横山、稲井

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-3581-3351(内線 6516、6603)

FAX:03-3580-7173

電子メール：MIZU-TAIKI-SOUMU@env.go.jp